

「とくしま特選ブランド」認定要綱

(目的)

第1条 徳島県産品の中から、安全安心で独自の魅力を持った徳島を代表する優れた商品を、「とくしま特選ブランド」として認定し、県産品の認知度向上と販路拡大、事業者の経営安定に資することを目的とする。

(認定)

第2条 徳島県知事（以下、「知事」という。）は、徳島県産品のうち、国内外に誇れる品質、商品ストーリー、独自のこだわりを持つ、徳島を代表する優れた商品を、「とくしま特選ブランド」として認定するものとする。

(認定対象商品の要件)

第3条 この要綱に基づき、認定対象とする商品については、販売実績が一年以上あり、かつ、次の要件を満たすものとする。

- (1) 一次産品である徳島県産農林水産物
- (2) 徳島県産の原材料を使用している、又は、徳島県と歴史的・文化的に深い関わりがある加工食品及び民芸品等

(認定申請)

第4条 知事は、毎年度期間を定めて「とくしま特選ブランド」の認定申請を受け付けるものとする。

- 2 認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、県内に在住又は県内に主たる事務所を置く事業者であって、原則として生産・製造を自ら行うものとする。
- 3 複数事業者で一つの商品の認定を受けようとする場合は、認定申請書（様式1号）の署名欄を連名として提出すること。

ただし、認定された場合、認定証の交付は一枚のみとする。

4 前項に関して、各事業者に個別の認定証交付を希望する場合は、代表となる事業者が認定申請書（様式1号）を提出し、その他の事業者は委任状（様式2号）を提出すること。

5 申請者は、認定申請書（様式1号）に次の書類を添付し、一次産品については徳島県農林水産部とくしまブランド推進課に、加工食品及び民芸品等については徳島県経済産業部経済産業政策課商務流通室に提出するものとする。

- (1) 「とくしま特選ブランド」認定申請商品概要書（様式3号）又は「とくしま特選ブランド」再認定申請商品概要書（様式3-2号）
- (2) 徳島県危機管理部安全衛生課が定める「食品表示セルフチェックシート」及び「栄養成分表示セルフチェックシート」（加工食品部門のみ）
- (3) その他県が必要と認める書類

6 申請は、1審査会につき1事業者（生産者団体）あたり2商品までとする。

(認定審査及び通知)

第5条 知事は、前条の認定申請があったときは、申請内容を審査するものとする。

- 2 知事は、審査会において審査し、審査の結果、「とくしま特選ブランド」として認定することを決定したときは、当該申請者に対し、審査結果通知書（様式4号）により通知するとともに、認定証（様式4-2号）を交付するものとする。
- 3 知事は、審査の結果、「とくしま特選ブランド」として認められないと判断するときは、当該申請者に対し、審査結果通知書（様式5号）により通知するものとする。

(審査会の設置)

第6条 知事は、前条第1項の認定審査を行うため、「とくしま特選ブランド」審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会設置要領は、別に定める。

(認定の公表及び表示)

第7条 知事は、認定した「とくしま特選ブランド」商品（以下、「認定商品」という。）について、徳島県ウェブサイトにおいて公表するものとする。

- 2 認定商品には、「とくしま特選ブランド」マーク（以下、「マーク」という。）を表示できるものとする。
- 3 マークの管理要領は、別に定める。

(認定期間及び再申請)

第8条 認定の有効期間は、認定日から2年間とする。

- 2 認定期間満了後、再認定を希望する者は、改めて第4条の規定に基づき認定申請を行うものとする。

(実績報告)

第9条 認定を受けた者は、認定商品の売上実績について、実績報告書（様式6号）により、年1回報告するものとする。

- 2 実績報告は、毎年度終了後速やかに行うものとする。ただし、認定期間が終了した場合は、認定期間終了後、速やかに報告するものとする。

(認定内容の変更)

第10条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更届出書（様式7号）により速やかに知事に変更の届出を行わなくてはならない。

- (1) 申請書に記載されている住所又は氏名を変更したとき
- (2) 認定商品の生産・製造又は販売を一時的に中止したとき
- (3) その他認定内容に関わる重大な変更をしたとき

(認定の取消)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (2) 申請内容と異なる商品の販売をしたとき
- (3) 認定辞退の申し出があったとき
- (4) 社会的に重大な問題を起こしたとき
- (5) その他、知事が特に認めるとき

2 知事は、前項により認定を取り消したときは、当該事業者に対して認定取消通知書（様式8号）により通知するものとする。

(事務処理)

第12条 この認定に関する事務は、一次産品については徳島県農林水産部とくしまブランド推進課が、加工食品及び民芸品等については徳島県経済産業部経済産業政策課商務流通室が行う。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年11月30日から施行する。
- 2 「とくしま特選ブランド」と「特選・阿波の逸品」の制度統合に伴い、旧制度の有効期間を平成30年3月31日までとする。
- 3 一部改正 令和3年4月1日
- 4 一部改正 令和3年9月1日
- 5 一部改正 令和5年4月1日
- 6 一部改正 令和6年4月1日